

令和4年第4回農業委員会総会議事録

令和4年4月15日（金）第4回総会を市役所南庁舎1階1C会議室に招集した。

農業委員15人

会長	18番	逸見 力士	会長職務代理者	1番	仲田 清志
2番	小田 正廣	3番	宮本 武博	4番	赤井 勝利
5番	小川 広文	6番	三上 雄二	7番	倉脇 敏弥
8番	井藤 孝久	9番	藤本 彰	10番	神山 順一
11番	宮脇 繁			13番	伊達 修史
14番	藤川 雅	15番	山田 條一		

推進委員10人

1番	谷岡 收藏	2番	真壁 正司	3番	泉 登
4番	溝尾 美恵子	5番	三輪 金樹	6番	妹尾 良和
7番	後藤 保夫	8番	信谷 昌吾	9番	逸見 則夫
10番	奥津 賢司				

欠席委員 3人

12番	眞壁 勲二	16番	大原 砂利	17番	奥津 忠和
-----	-------	-----	-------	-----	-------

議事 議案第15号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第16号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による許可申請について
議案第17号 現況証明にかかる現況認定について

報告事項 農地法施行規則第29条の届について
法務局照会について
完了届について
転用工事進捗状況報告について
農地法第18条第6項の規定による通知について
利用権設定中途解約について

協議事項

その他

事務局職員（書記）	事務局長	森本 裕子
	主幹	川添 和之
	主査	平田 浩二
	主査	小林 淳

(開会時刻 午後9時30分)

小林主査	委員の皆様、おはようございます。はじめに、4月1日付の人事異動により、産業部長に異動がありましたのでご紹介させていただきます。新しく産業部長に、田辺部長が着任になりました。それでは、田辺部長よりご挨拶をお願いします。
田辺部長	<p>新年度、初回の農業委員会総会にあたりまして一言ご挨拶を申し上げます。先程、紹介がありましたとおり4月1日付で産業部長を拝命しました田辺と申します。どうぞよろしく願いいたします。農業委員会の皆様におかれましては、農地利用の最適化、集約化、遊休農地の発生防止や解消にご尽力をいただいているところでありまして、厚くお礼を申し上げます。さて、市では4月1日の機構改革によりまして産業部では、稼げる地場産業の振興をさらに進め、農林畜産業の発展を推進するために、これまでの農林課を農業畜産振興課と林業振興課に改名いたしました。これまで以上に、農家の皆様に対しまして積極的に支援を務めて参りたいと考えております。次に、近年頻発する豪雨災害についてですが、平成30年7月豪雨災害につきましては令和3年度で244件の災害復旧事業が全て完了いたしております。令和元年9月集中災害では、全22件が発生いたしましたが16件が完了している状況でございます。令和3年8月長雨秋雨前線豪雨による災害によりまして、14件発生しておりますが早期完了に向けましてしっかりと取り組み、農地の保全に努めて参りたいと考えております。次に、新型コロナウイルス感染症につきましては、感染確認から既に2年以上が経過をしております。そして様々な影響が出てきているところがございますが、昨年はその影響からか米価が大幅に下落いたしました。本市におきましては次期作に向けた必要な経費の支援をさせていただいたところですが、今年も、4月に入りまして台風が既に2号発生しています。その内1号は、日本への影響が出てきております。気象条件や、社会情勢に影響を受けやすい第一産業であります。新規就農者の確保や担い手の育成など明るい話題を皆様方と共有できたらと考えております。結びになりますが、農業委員皆様方におかれましては健康に十分留意され、農地等の利用最適化や農地調査、それに荒廃農地防止等の活動につきまして、今後ともご協力賜りますようよろしくお願い申しまして、簡単ではございますが挨拶とさせていただきます。今年度もどうぞよろしく願いいたします。</p>

小林主査

次に、新しい事務局職員を紹介いたします。竹村局長の異動に伴いまして森本局長、三村参事の農業畜産振興課長への着任に伴いまして農業畜産振興課川添主幹が昇任となりました。次に新たに農業畜産振興課農業畜産振興係平田係長が事務局主幹として配属になりましたので、よろしくお願ひします。それでは、簡単に挨拶をお願ひします。

(挨拶：森本局長、平田主査)

小林主査

なお、農地中間管理機構の農地集積専門員は引続いて大本さんが務められます。部長、課長は他の公務のためここで退席させていただきます。それでは、ここからは、司会を川添主幹に代わります。

川添主査

ただいまから新見市農業委員会第4回総会を開催いたします。本日の出席は、25名でございます。欠席の方は12番眞壁委員、16番大原委員、17番奥津委員です。では、最初に逸見会長がご挨拶を申し上げます。

会 長

皆さん、改めましておはようございます。先程、紹介がありました今回の異動で新たに森本局長が就任されました。先月もお話しましたが、人農地プランが法定化されて農業委員としては、農地集積目標地図の図案を作成するようになっております。それから、活動記録の記録簿の作成も委員会活動の円滑、推進のために記録するように今日、説明があると思いますが、色々仕事が増えますが局長も我々も一緒に勉強しながら頑張らしましょう。よろしくお願ひいたします。

川添主幹

続きまして「農業委員会憲章」の唱和を行います。今回は、4番赤井委員に先導をお願ひいたします。

「農業委員会憲章」の先導

川添主幹

ありがとうございました。それではこれからの進行は、会長よろしくお願ひいたします。

会 長

それでは議長を務めさせていただきます。円滑な議案審議にご協力をお願いいたします。

それでは只今から日程1「議事録署名委員の決定」に入ります。議事録署名委員は、7番倉脇委員、9番藤本委員にお願ひいたします。続きまして日程2「議事」に入ります。議案第15号農地法第3条の規定に

よる許可申請について、事務局の説明をお願いします。

小林主査

議案第15号農地法第3条について、第3条の申請が2件ございました。まず、1番でございますが、現地確認を4月4日に行っております。場所は哲多町成松、現況地目は畑1筆でございます。移動の理由は売買による所有権移転、作物は野菜、作業従事者は2名でございます。価格は記載のとおりです。次に農地法第3条第2項各号の状況でございますが、まず、第1号でございます。譲受人は、取得農地は全て耕作する予定で、耕作に必要な機械を所有しています。また、農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。第2号ですが、譲受人は個人であり適用はございません。第3号につきまして信託ではないので適用はございません。第4号譲受人は農作業を行う必要がある日数につきまして農作業に従事すると見込まれますので、該当はございません。第5号、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は当該地区の下限面積20aを超えておりますので該当はございません。第6号、貸借ではありませんので該当はございません。第7号ですが、譲渡人の自宅は申請地まで遠く耕作できないため、申請地近隣の農家に売買するものであり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられますので、該当はございません。よって農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。

会 長

この件について、関係地区委員の説明を求めます。11番

宮脇委員

11番宮脇です。確認を4月8日に井藤委員、小川委員、逸見推進委員、私とで行いました。場所は、哲多支局から成羽方面へ1キロ先、哲多中学校前にバス停があります。そこから中学校の方へ50m行った所です。申請地は申請人の家から少し遠いので耕作、管理が難しく、畑に隣接した譲受人へ売買します。譲受人も近くに畑が無く、野菜作りに近くで便利が良いし、同じ地域内の方同士で話も出来ており問題ないと思います。綺麗に管理もできておりました。問題ありません。

会 長

事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

ご意見、ご質問ございませんので、議案第15号1番の議案に賛成の

	方は挙手をお願いいたします。
	(全員挙手)
会 長	全員賛成と認め、申請のとおり決定いたします。続きまして、議案第15号2番の議案について、事務局の説明をお願いします。
小林主査	次に、2番でございますが、現地確認を4月4日に行っております。場所は、大佐田治部、登記地目は田2筆・現況地目は牧場2筆でございます。移動の理由は売買による所有権移転、目的は和牛飼育繁殖、作業従事者は2名でございます。価格は記載のとおりです。次に農地法第3条第2項各号の状況でございますが、まず、第1号でございます。譲受人は、取得農地全てで畜産業（繁殖和牛飼育）を営む予定で、営農に必要な機械を所有しています。また、農作業に従事する者の状況等からみて、営農の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれますので該当はございません。第2号から第4号及び第6号は該当ありません。続いて第5号ですが、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は当該地区の下限面積20aを超えておりますので該当はございません。第7号ですが、譲渡人の父が廃業した牧場跡地を、当地で和牛繁殖に取り組みたい申請者に売買するものであり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられますので、該当はございません。よって農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、経営規模は70頭程度を予定している、とのこと。以上です。
会 長	この件について、関係地区委員の説明を求めます。15番
山田委員	15番山田です。4月11日に宮本委員、後藤推進委員と現地確認しました。場所は、田治部地内●●●から南方面へ1.8キロ行ったところにありました。牧場施設で問題ないと思います。
会 長	事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。
	(意見、質問なし)
	ご意見、ご質問ございませんので、議案第15号2番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

	(全員挙手)
会 長	全員賛成と認め、申請のとおり決定いたします。続きまして、議案第16号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による許可申請の新規について、事務局の説明をお願いします。
森本局長	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用権設定の農地集積計画の決定について今回、新規の貸し付けが10件出ております。借受人は農業従事者、農機具などもそろっており、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を充たすと考えます。1番新見、田2筆、5年使用貸借、2番唐松、田1筆、3年使用貸借、3番大佐布瀬、田4筆、4年使用貸借、4番大佐布瀬、田1筆、4年使用貸借、5番哲多町田淵、田2筆、5年使用貸借、6番哲多町田淵、田1筆 5年使用貸借、7番哲多町大野、田2筆、5年使用貸借、8番哲西町大野部、田2筆、5年貸借、9番哲西町大野部、田1筆、5年貸借、10番哲西町大野部 田3筆、5年貸借となっております。尚、5番から10番については農地中間管理事業によるものです。新規については以上です。
会 長	新規について事務局の説明が終わりました。続いて関係地区委員の説明を順次求めます。1番から順次お願いします。推進委員4番。
溝尾委員	推進委員4番溝尾です。4月11日に倉脇委員と現地確認しました。場所は、警察署の下●●●を水舟方面に入り大きな用水路の手前を10m行った所にありました。借受人の方が耕作しており、生前より亡くなったら頼みますと聞いておられて今回引き受けられたので、問題ないと思います。
会 長	続いて2番お願いします。推進委員5番。
三輪委員	推進委員5番三輪です。現地確認を4月7日、逸見会長、伊達委員、私とで行いました。場所は、唐松地内●●●の南側に●●●がありその前の道を挟み反対側です。以前は、今回の議案15ページにあります耕作されていた方が辞めて、新しく耕作される方を設定されました。問題ありません。
会 長	続いて3番4番をお願いします。推進委員7番。
後藤委員	推進委員7番後藤です。3番、4番とも4月11日に、現地確認をしました。場所は、旧布瀬小学校の西側、川を渡り向側にあります。

再設定について、ご意見ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

ご意見、ご質問ございませんので、議案第16号再設定の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成と認め、再設定は決定といたします。続きまして、議案第17号現況証明にかかる現況認定について、事務局の説明をお願いします。

小林主査

議案第17号現況証明に係る現況認定について。現況証明の申請につきまして、2件申請がございました。第1番でございます。確認を4月4日に行っております。場所は新見、台帳地目は田2筆です。現況地目は宅地でございます。理由は、昭和38年頃より現在まで第三者の所有する住宅の敷地として全体が利用されている、というものでございます。続きまして第2番でございます。確認を4月4日に行っております。場所は上市、台帳地目は田4筆、畑3筆です。現況地目は原野でございます。理由は、平成10年頃から耕作放棄しており、原野となっている、というものでございます。以上です。

会 長

この件について、関係地区委員の説明を求めます。7番。

倉脇委員

7番倉脇です。4月4日に、眞壁委員、溝尾推進委員と3名で現地を確認しております。場所は、新見高校南校地校門を少し上がったところにあります。かなり昔から家が建ててありました。

会 長

続いて2番をお願いします。推進委員3番

泉 委員

推進委員3番泉です。現地確認を4月8日に、眞壁委員、溝尾推進委員、私と3名で行いました。場所は、180号線を上がり千屋方面と神郷方面に分かれる三叉路を神郷方面に行き●●地内の川を少し入ったところ右手に入ると●●地域がありそれから4.3キロ先にありました。スキのような物が沢山生えており、手入れはされておりました。

会 長

事務局、地区委員の説明が終わりました。この件について、ご意見ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

ご意見、ご質問ございませんので、議案第17号現況証明にかかる現況認定について賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成と認め、認定といたします。続きまして、農地法施行規則第29条の規定による許可を要しない転用について、事務局の説明をお願いします。

小林主査 農地法施行規則第29条の届について農地法施行規則第29条の届出が1件ございました。農機具倉庫の届出です。第1番は確認を3月24日に行っております。場所は哲西町大野部、現況地目は田1筆でございます。理由でございますが、水稻資材保管場所がないため農機具倉庫を設置するもの、というものです。面積等は記載のとおりです。工事期間は令和3年3月25日から令和4年4月30日までです。以上です。

会 長 この件について、関係地区委員より報告願います。6番。

三上委員 6番三上です。確認日は4月8日、奥津委員と行いました。場所は、国道182号線より左折し、県道大野部東城線に入り2.5キロ先を右折し2.5キロ下りますと●●●があり、そこを左折し1キロ上がり左折し、200m行った左手にあります。以上です。

会 長 続きまして、法務局照会について、事務局の説明をお願いします。

小林主査 法務局照会について、今回1件ございました。1番の場所は千屋、確認を3月4日に行いました。登記地目は畑1筆、現況地目は宅地という申請で、時期不詳で宅地になっているというものです。農業委員と事務局の現地確認の結果、法務局へは非農地で回答しています。法務局照会は以上です。

会 長 この件について、関係地区委員の説明を求めます。2番。

小田委員 2番小田です。3月に泉推進委員、真壁推進委員と確認しました。場所は、旧千屋保育所の対面です。現在工事が進んでおります。以上です。

会 長 次に、完了届について、事務局の説明をお願いします。

森本局長	完了届が2件出ています。1番哲西町矢田地内農地改良による嵩上げです。2番上熊谷地内、農地改良による嵩上げです。以上です。
会 長	この件について関係地区委員より、確認日と補足説明があればお願いします。6番。
三上委員	6番三上です。確認日は4月8日、奥津委員、奥津推進委員とで行いました。以上です。
会 長	続いて、4番。
赤井委員	4番赤井です。これは、河川工事のための嵩上げでございまして4月8日に確認しました。綺麗にできておりました。
会 長	次に、転用工事進捗状況報告について、事務局の説明をお願いします。
森本局長	転用工事進捗状況報告が2件ございます。上熊谷地内、農地法第5条の一時転用による木材の仮保管場所。豊永宇山地内、農地法第4条による嵩上げ。以上です。
会 長	この件について、関係地区委員より確認日と補足説明があればお願いします。4番。
赤井委員	4番赤井です。4月8日に確認しました。現状、まだ木材を置かれておりまして異常ないと思います。
会 長	続いて、9番。
藤本委員	9番藤本です。確認を4月5日にしました。予定通り進んでおりました。完了までには、まだまだ先のことだと思います。
会 長	続いて、農地法第18条第6項の規定について、事務局の説明をお願いします。
	農地法第18条第6項の規定による通知が1件出ております。唐松地内、耕作者を変更するためのものです。
会 長	この件について、関係地区委員より報告願います。13番。

伊達委員	13番伊達です。確認を4月7日に逸見会長、三輪推進委員、私と3名で行いました。三輪推進委員が説明された水田です。よろしくお願いします。
会 長	ありがとうございました。続いて利用権設定中途解約について、事務局の説明をお願いします。
森本局長	利用権設定中途解約合意書が1件出ております。1番大佐布瀬地内、田6筆、病気のため耕作ができなくなったためということです。
会 長	この件について、関係地区委員より確認日と補足説明があればお願いします。推進委員7番。
後藤委員	推進委員7番後藤です。本人から連絡がありました。調子が悪いので辞めるとのことで、また、新たに耕作者を探されるそうです。
会 長	続きまして、日程3協議事項に入ります。事務局からなにかありましたらお願いします。
事務局	(ありません。)
会 長	無いようですので続きまして、その他ですが事務局から何かありますか。推進委員1番、谷岡さん。
谷岡委員	谷岡です。先月、先々月と休ませていただきまして、皆様にお詫びを申し上げたいと思います。理由ですが、今も話をしているのですが、肺を2つ摘出して背中を20センチ切り肋骨を1本外しました。元気になるように管理しておりますので、今後とも委員会に活動に精を出したいと思います。そして、皆様には、多分なお見舞いをいただきましてありがとうございました。
小林主査	積立からお見舞いを支出させていただきましたので、ご報告いたします。続きまして、逸見推進委員さんからのご挨拶がありますので、よろしくお願いします。
逸見委員	私事でございますが、この度、母の葬儀にお心遣いをありがとうございました。

小林主査

こちらの方も、積立からご香典を支出させていただきましたので報告いたします。続きまして、お手元にあります、新見市賃借料情報をご覧ください。令和3年1月から令和3年12月までに締結された賃貸借における賃借料水準10アールあたりは、以下のとおりとなっております。令和4年4月1日、新見市農業委員会。田につきましては、各地区の平均額、最高額、最低額は記載のとおりです。市内全域は平均額が7,000円、最高額が21,700円、最低額が1,970円となっております。また、畑につきましても、各地区の平均額、最高額、最低額は記載のとおりです。市内全域は平均額が17,000円、最高額が50,000円、最低額が1,000円となっております。斜線の地区については対象がございませんでした。賃借料情報につきましては以上です。次に、オレンジ色の冊子が本年度の活動記録セットになります。令和4年2月に農水省の経営局長通知にて最適化活動の目標を設定し最適化活動の実施状況及び最適化活動の目標達成状況について点検・評価し、その結果を公表することが定められまして、これに合わせて記録簿の様式が大きく変更されております。冊子の10ページ、11ページ、12ページ以降となりますが記録簿の様式が載っております。冊子が届きましたのが先週で、まだ事務局職員への説明会自体が5月に行うということで、まだ全体が見えない状況ではありますが、活動記録への記入は4月から行うようにということで指示を受けております。「活動記録簿の付け方」というA4横の資料がありますが、「なんでもかんでも、とりあえず書く」とありまして、些細なことでも、とにかく記録をつけてほしい、ということをお岡山県農業会議からも県からも言われております。当委員会も研修を受けて情報収集をしたうえで今後、書き方の情報提供などさせていただくかと思いますが、まずは、記録をつけておいてください、ということでよろしく願いいたします。

仲田委員

今までも活動記録セットを使用しておりましたが、記録した後どのように扱うのか指示がなかったのでメモ扱いとしてましたが、今回変更するようですが、今後の利用の方法はどのようになるのですか。

小林主査

先進地の事例などを付けて、県から記録を付けるように指示があり、地区に全国的に見れば毎月記録簿を回収しチェックしている事例もあります。今後、当事務局で準備する計画が今年度詳しい計画を起てる予定になっており、集計に関して今後この記録セットで日数、内容等の情報をいただかないといけないかと思っておりますので今の段階では書いて下さいとお願いするしかありません。できるだけ細目に、些細なことでも記入していただければと思います。活用させていただきたいので、よろしく願いします。

川添主査	次回の総会ですが、5月17日火曜日、午前9時30分から場所は南庁舎3階大会議室で開催します。また、6月の総会予定は17日金曜日午前9時30分からとなります。よろしくお願いいたします。
会 長	他に、皆さんからのご意見ご質問はございませんか。では、閉会を仲田代理にお願いします。
仲田委員	以上で総会を閉会します。本日は、お疲れ様でした。 (閉会挨拶)
	(閉会時刻 午前 10 時 30 分)

令和 4 年 4 月 20 日作成